

第百四十七号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表二十九の十八の項の次に次のように加える。

二十九の十八の二 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）の施行に係る
事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

八王子市、町田市

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は同年一月一日から施行する。

2 東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）附則第三条の規定に基づく準備行為を行う場合において、この条例による改正後の市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表二十九の十八の二の項において該当する事務は、施行日前においても、八王子市及び町田市が処理することとする。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。